

(質問)

めいとう総合見守り支援事業とは何か。

(回答)

- ・災害時に一人で避難できない人々（要支援者）を、地域住民同士で安否確認・避難誘導をしていただけるよう平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、名東区で平成26年1月より開始した事業です。  
この事業は、支援が必要となる人から個人情報地域に提供する旨の同意を得て名簿を作成し、その情報を地域に提供することで“ひごろ”から地域で要支援者の把握や関係を築いてもらうことで、“いざ”災害が発生した時に迅速かつ的確に支援を行い、より多くの要支援者を救い出すことを目指しているものです。

(質問)

災害時の支援開始の基準は。

(回答)

- ・地震の場合、震度5強以上で小中学校のグラウンドが自動開設されることから、目安として震度5強以上の地震が発生した場合には支援活動を行っていただきたい。しかし、震度を基準としてしまうと実際の被害状況と異なる場合があるため、震度に関係なく、お住まいの地域で家屋の倒壊等の被害が発生するおそれのある場合には支援活動を行っていただきたい。
- ・風水害の場合には避難準備・高齢者等避難開始の発令を目安としていただくとともに、地震発生時と同様にお住まいの地域で被害が発生するおそれのある場合に支援活動を行ってください。

(質問)

名簿はだれが管理するのか。

(回答)

- ・通常、守秘義務を持つ区政協力委員及び民生委員が務めている。

(質問)

区政協力委員は、発災時には災害救助地区本部（小学校）に地区本部員として行ってしまいが、現地でどのように活動するのか。

(回答)

- ・発災してから、時間経過に応じてそれぞれの役割として活動することは可能と思われます。例えば、発災直後は現地本部で安否確認等の活動していただき、ある程度落ち着いた段階で小学校に行き地区本部員としての活動を行っていただくなど、状況に応じた対応をお願いしたいと思います。

(質問)

自治会に加入していない人も名簿に載っているのか。

(回答)

- ・自治会に未加入者であっても同意された人は掲載されます。自治会加入の有無にかかわらず、支援の対象であることに変わりはありません。

(質問)

加入率の低い自治会で、この事業を行うのは難しいのではないかと。

(回答)

- ・本事業は、共助の取り組みです。大災害の際、被害を最小限にするためには、行政の救助を待つことなく、近隣同士で助け合って速やかに避難することが大切です。そのためにも、自治会加入の有無にかかわらず、区役所から提供した名簿で災害時に支援を必要とする方を把握していただき、日常生活の中でその人を気にかけていただく“ひごろ”の活動をお願いします。“ひごろ”の活動により、地域とつながりのなかった方が顔を合わせることにより、“いざ”というときに、地域が中心となって助け合うことができます。自治会に加入していない人に対しては“ひごろ”の活動を行う中で、自治会加入促進の場として活用していただければと思います。
- ・同意書送付時等に、自治会加入促進書面を同封するなど、自治会加入を促進します。

(質問)

学区内の6施設の対応は。

(回答)

- ・そちらの施設入所者の方については、事業の対象ではない方になるため、同意書の送付はしていません。

(質問)

乳幼児世帯や妊婦等、災害時に支援を必要とする方々まで支援を拡大すべきではないか。

(回答)

- ・ 65才以上のひとり暮らし高齢者、75才以上高齢者のみ世帯、介護保険受給者、障害者（知的、身体、精神）、難病者以外の方であっても、支援を必要とされる方であれば、同意書を提出いただくことは可能です。周りで支援を必要とする方がいらっしゃいましたら、区役所総務課へご案内ください。